

改正民法、保証に関する改正点について (船舶融資のファイナンスの観点から留意すべき点) 【Ver 1.0】

2017 年 9 月 4 日
一橋パートナーズ法律事務所
弁護士岡田麻由子

民法改正案が成立し、平成 29 年 6 月 2 日公布された。同改正は平成 29 年 6 月 2 日から 3 年以内に施行されるものとされている。そこで、同改正のうち保証に関して、船舶融資のファイナンスの観点から留意すべき点について簡単に紹介する。

1. 保証契約締結時の留意点

(1) 個人保証に関する公正証書による意思表示(改正民法 465 条の 6)(新設)

「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証」又は「主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証」を個人が行う場合には、保証契約締結日の前 1 ヶ月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない(改正民法 465 条の 6)。

但し、主たる債務者が法人(以下「法人 A」という)である場合において、以下の者が保証を行う場合には適用されない(改正民法 465 条の 9 第 1 号、第 2 号)。

- (a) 法人 A の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- (b) 法人 A の総株主の議決権の過半数を有する者
- (c) 法人 A の総株主の議決権の過半数を他の株式会社(以下「法人 B」という)が有する場合における、法人 B の総株主の議決権の過半数を有する株主
- (d) 法人 A の総株主の議決権の過半数を、他の株式会社(以下「法人 C」という)及び法人 C の総株主の議決権の過半数を有する者(以下「D」という)が有する場合における、D
- (e) 法人 A が株式会社以外の法人である場合における、上記(b)(c)(d)に準ずる者

【船舶融資のファイナンスの観点から留意すべき点】

船舶融資では、主たる債務者が株式会社、個人保証人が主たる債務者の取締役というケースが多いため、上記個人保証の制限は問題とならないケースがほとんどである。

しかしながら、主債務者である法人の取締役でも議決権の過半数を有する株主でもない者から個人保証をとる場合には、上記 1(a)ないし(e)の例外に該当する場合を除き、保証の有効要件として保証契約締結日の前 1 ヶ月以内に作成された当該個人保証人が保証債務を履行する意思を表示する公正証書が必要であるため、十分留意する必要がある。この場合には当該公正証書の提出を融資実行の前提条件にしておく必要がある。

(2) 保証人保護のための契約締結時の「主たる債務者」の情報提供義務(改正民法 465

条の 10) (新設)

主たる債務者は、「事業のために負担する債務を主たる債務とする保証」又は「主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証」を個人に対して委託をするときには、委託を受ける者(個人保証人)に対して次の事項に関する情報を提供しなければならない(改正民法 465 条の 10 第 1 項)。

- (a) 主債務者の財産及び収支の状況
- (b) 主たる債務以外に主債務者が負担している債務の有無、その額、履行状況
- (c) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容

主債務者が上記情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために、個人保証人がその事項について誤認をし、当該誤認に基づき保証をした場合において、債権者が当該事実(主債務者が上記情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したこと)を知っていた場合又は知ることができた場合には、個人保証人は保証を取り消すことができる(改正民法 465 条の 10 第 2 項)。

【船舶融資のファイナンスの観点から留意すべき点】

船舶融資では、主たる債務者が株式会社、個人保証人が主たる債務者の取締役というケースが多いため、個人保証人が上記 1(2) (a) (b) (c) 記載の情報について誤認し当該誤認に基づき保証するということはほとんどあり得ないので、上記情報提供をしたか否かは問題とならないケースがほとんどである。

しかしながら、主債務者である法人の取締役でない者から個人保証をとる場合には、個人保証書に「個人保証人が主債務者から上記 1(2) (a) (b) (c) 記載の情報について提供を受けており、当該情報が真実かつ正確である」旨の表明保証を追加することも検討すべきと考える。

- (3) 連帯保証人に対する履行請求の効力は主債務者に及ばない(改正民法 458 条、同 441 条)(現行民法 440 条の変更)

更改・相殺・混同を除き、連帯保証人に生じた事由は主たる債務者に対してその効力を生じない(改正民法 458 条、同 441 条)。

このため、連帯保証人に対して請求してもその効力は主たる債務者には及ばず、請求による時効中断についても連帯保証人に対して行っただけではその効力は主たる債務者には及ばないことになるため、留意する必要がある(但し、主たる債務者に対する請求による時効中断の効力は連帯保証人にも当然及ぶ)。

なお、債権者と主たる債務者の間で「連帯保証人に対する履行請求の効力が主たる債務者にも及ぶこと」を合意することが可能である(改正民法 441 条但書)。

【船舶融資のファイナンスの観点から留意すべき点】

船舶融資において連帯保証人のみに対して請求をすることはほとんどなく、通常主たる債務者(Borrower)のみ、あるいは主たる債務者(Borrower)及び連帯保

証人 (Guarantor) に対して請求をするケースが多いと思われるので、この点が問題となるケースはそれほど多くはないと思われる。

何らかの事情により Guarantor のみに対して請求することを検討するような場合には注意を要する。何らかの事情により連帯保証人のみに対して履行請求することを検討する可能性もあり得るため、Loan Agreement 又は金銭消費貸借契約締結時に Loan Agreement 又は金銭消費貸借契約において予め「連帯保証人に対する履行請求の効力が Borrower にも及ぶこと」を合意しておくことも検討に値する。

2. 保証契約期間中の留意点

保証人の請求がある場合における「債権者」の情報提供義務（「主債務の履行状況」に関する情報）（改正民法 458 条の 2）（新設）

委託を受けて保証した保証人（個人保証人、法人保証人を問わない）から請求があった場合には、債権者は当該保証人に対し、遅滞なく、次の事項に関する情報を提供しなければならない（改正民法 458 条の 2）。

- (a) 主たる債務の元本、利息、違約金、損害賠償その他主債務に付随する全ての債務（以下「被保証債務」という）についての不履行の有無
- (b) 被保証債務の残額
- (c) 被保証債務のうち弁済期が到来しているものの額

【船舶融資のファイナンスの観点から留意すべき点】

委託を受けて保証した保証人（個人保証人、法人保証人を問わない）から請求があった場合には、Lender は当該保証人に対し、遅滞なく、上記 2(a) (b) (c) 記載の情報を提供しなければならない。

3. Event of Default 発生時の留意点

主債務者が期限の利益を喪失した場合における「債権者」の情報提供義務（改正民法 458 条の 3）（新設）

主債務者が期限の利益を喪失した場合には、債権者は、期限の利益喪失を知った時から 2 ヶ月以内に、個人保証人に対してその旨を通知しなければならない（改正民法 458 条の 3 第 1 項、同第 3 項）。

上記期間内に通知をしなかった場合には、債権者は当該個人保証人に対して、当該期限の利益喪失の時点から上記通知を実際に当該個人保証人に対してするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべき遅延損害金を除く）に係る保証債務の履行を請求することができない（改正民法 458 条の 3 第 2 項）。

【船舶融資のファイナンスの観点から留意すべき点】

- (1) 当然期限喪失事由が発生した場合

当然期限喪失事由が発生した場合には、Lender は当該事由を知った時から 2 ヶ月以内に個人保証人に対して当然期限喪失事由が発生し期限の利益が喪失した旨を通知する必要がある。上記期間内に個人保証人に対して通知をしなかった場合には、Lender は当該個人保証人に対して、当然期限喪失事由発生時点から上記通知を実際に当該個人保証人に対してするまでに生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができないことになるため、十分留意すべきである。

(2) 請求期限喪失事由が発生した場合

請求期限喪失事由が発生した場合には、Lender が Borrower に対して期限の利益を喪失させる旨通知した場合にはじめて期限の利益が喪失するため、請求期限喪失事由が発生した場合にはこれまでと同様、Borrower 及び Guarantors に対して期限の利益を喪失させる旨の通知はせずに様子をみるという対応も可能であろう。但し、Borrower に対して期限の利益を喪失させる旨通知する場合には、同時に個人保証人にも期限の利益を喪失させる旨通知しておく、あるいは、遅くとも期限利益喪失時から 2 ヶ月以内に個人保証人に期限の利益が喪失した旨通知しておくことが必要である。

4. その他

個人根保証人保護のためのルールの適用範囲の拡大(改正民法 465 条の 2、改正民法 465 条の 4)(現行民法 465 条の 2、同 465 条の 4 の変更)

(1) 改正民法 465 条の 2

改正前は極度額を定めなければ無効とされるのは貸金等根保証契約(個人根保証契約のうち被保証債務が貸金等債務であるもの)に限定されていたが、改正により被保証債務が貸金等債務であるか否かにかかわらず広く個人根保証契約(一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの)が対象となった(改正民法 465 条の 2 第 1 項、第 2 項)。

(2) 改正民法 465 条の 4

改正前は貸金等根保証契約の元本確定事由として、(i) 主債務者又は保証人の財産についての強制執行等の申立、(ii) 主債務者又は保証人についての破産手続開始の決定、(iii) 主債務者又は保証人の死亡を定めていた。

改正により、被保証債務が貸金等債務であるか否かにかかわらず広く個人根保証契約について(i) 保証人の財産についての強制執行等の申立、(ii) 保証人についての破産手続開始の決定、(iii) 主債務者又は保証人の死亡が元本確定事由とされ、貸金等根保証契約については改正前と同じ事由が元本確定事由とされている。

【船舶融資のファイナンスの観点から留意点】

船舶融資において個人根保証が行われるケースはそれほど多くないためこの点が問題となるケースは少ないと思われることに加え、Loan Agreement における Borrower

の債務を被保証債務とする個人根保証については貸金等根保証契約に該当するため
改正前と取扱いが変わらないので、船舶融資に及ぼす影響はほとんどないと思われる。
[以下余白]